

第3節 史跡由義寺跡の本質的価値と構成要素

(1) 史跡由義寺跡の本質的価値

史跡由義寺跡を適切に保存し、次世代に確実に伝えるべき、「保存活用計画」第3章第1節における「史跡由義寺跡の本質的価値」の①～③に、指定後の発掘調査により得られた新たな本質的価値④を加えた。

①称徳天皇・道鏡ゆかりの寺院

正史である『続日本紀』において、奈良時代後半に由義宮を中心とした西京の整備に伴い、称徳天皇が塔を建立したと記された由義寺は、くわしい場所や内容などわかっていなかった。長らく幻の寺であったが、発掘調査によって初めてその存在が明らかになった。

由義寺は、称徳天皇とともに仏教を中心とした政治を担った道鏡の出自氏族である弓削氏の本拠地にあった弓削寺を、官営寺院として塔を建立するなど伽藍の整備を行ったものと考えられ、奈良時代を象徴する寺院のひとつである。

由義寺の動向から、奈良時代後半における政治・社会情勢が理解できるもので、仏教文化に彩られた奈良時代のわが国の歴史を明らかにする上で重要な遺跡である。

②官営寺院にふさわしい遺跡（遺構・遺物）

史跡指定の核となる遺跡は、一辺約20mの大規模な塔の基壇を中心とする遺構と、その周囲で出土した大量の瓦を中心とする遺物である。

基壇は、版築工法や掘込地業でつくられた強固なもので、寺院造営の具体的な技術が理解できる。建物の上部構造は明らかでないが、基壇の規模は、諸国に建てられた国分寺の七重塔をしのぎ、平城京に建立された大安寺の七重塔に匹敵するものである。

使用された瓦は、多くが奈良時代後半に比定され、東大寺や興福寺で使われた瓦と同系統のものが大半を占めている。河内職や摂津職だけでなく、平城京（中央）の官営寺院の造寺体制を集結して建立が進められたことを示唆するもので、塔の建立に国家があたったことがわかる。

③西京の全体像を考える起点となる遺跡

弓削の地において、西京は由義宮と由義寺の整備を中心として計画されていた。しかし、その場所や具体的な構成・規模等は明らかになっていなかった。

塔基壇の発見により、由義寺の塔の存在を明らかにできた。将来、塔だけでなく、その他の寺院に関連する遺跡（遺構・遺物）が明らかになることにより、由義寺の寺域全体の解明が期待される。

由義寺を含めた西京の全体像を考える端緒となると同時に、仏教と政治が密接に関連した都（仏都）のあり方を考える貴重な材料になる。

④由義寺建立を考えるうえで重要な前身寺院の存在

塔基壇の下層において、前身寺院である弓削寺の建物基壇と考えられる遺構が見つかり、前

身の基壇も凝灰岩の切石を使った格式の高い建物であったことがわかった。前身寺院の建物を解体し、さらに盛土・整地して塔に建て替えるという大規模な工事が行われたことが明らかになった。

今後、由義寺の下層にあるとみられる前身寺院の遺構の性格や範囲等にも留意して調査・研究を進め、弓削寺の実態解明につなげることで、由義寺建立の歴史的意義を明らかにできる。

(2) 史跡由義寺跡の構成要素

「保存活用計画」第3章第2節「史跡を構成する要素の特定」において整理した史跡を構成する諸要素の現況については、図3-17のとおりである。

表3-3 由義寺を構成する要素

由義寺を構成する要素	史跡由義寺跡 (史跡指定地)	<p>I. 本質的価値を構成する要素</p> <ul style="list-style-type: none"> 由義寺（前身寺院の弓削寺を含む）に関する地下に存する遺構及び遺物（「地下の遺構・遺物」） ：仮整備による盛土により保護されている。 出土遺物：瓦・土器・金属製品等 ：八尾市立埋蔵文化財調査センター・歴史民俗資料館において、展示・保管
		<p>II. 保存活用するために必要な要素</p> <p>①保存管理に必要な要素 管理用通路、雨水排水路、フェンス、土地境界標、車止め (配置場所は、図3-17のとおり)</p> <p>②本質的価値を伝えるために必要な要素 史跡標識、史跡説明板、史跡案内板、基壇の位置を示す盛土 (配置場所は、図3-17のとおり)</p>
		<p>III. その他の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> 本質的価値に直接かかわらない要素 電柱、水路（配置場所は、図3-17のとおり）
	由義寺関連遺跡群 (周知の埋蔵文化財 包蔵地：東弓削遺跡・ 弓削寺跡の一部)	<p>IV. 指定地の周辺地域を構成する要素</p> <ul style="list-style-type: none"> 由義寺を中心として由義宮を含む遺跡 史跡指定地南側の公園区域については、遺構確認調査により、由義寺に関連する遺構が広がらないことを確認している。 周辺の開発事業においては、事前の遺構確認調査により、由義寺や由義宮に関連する遺構等の把握に努めている。

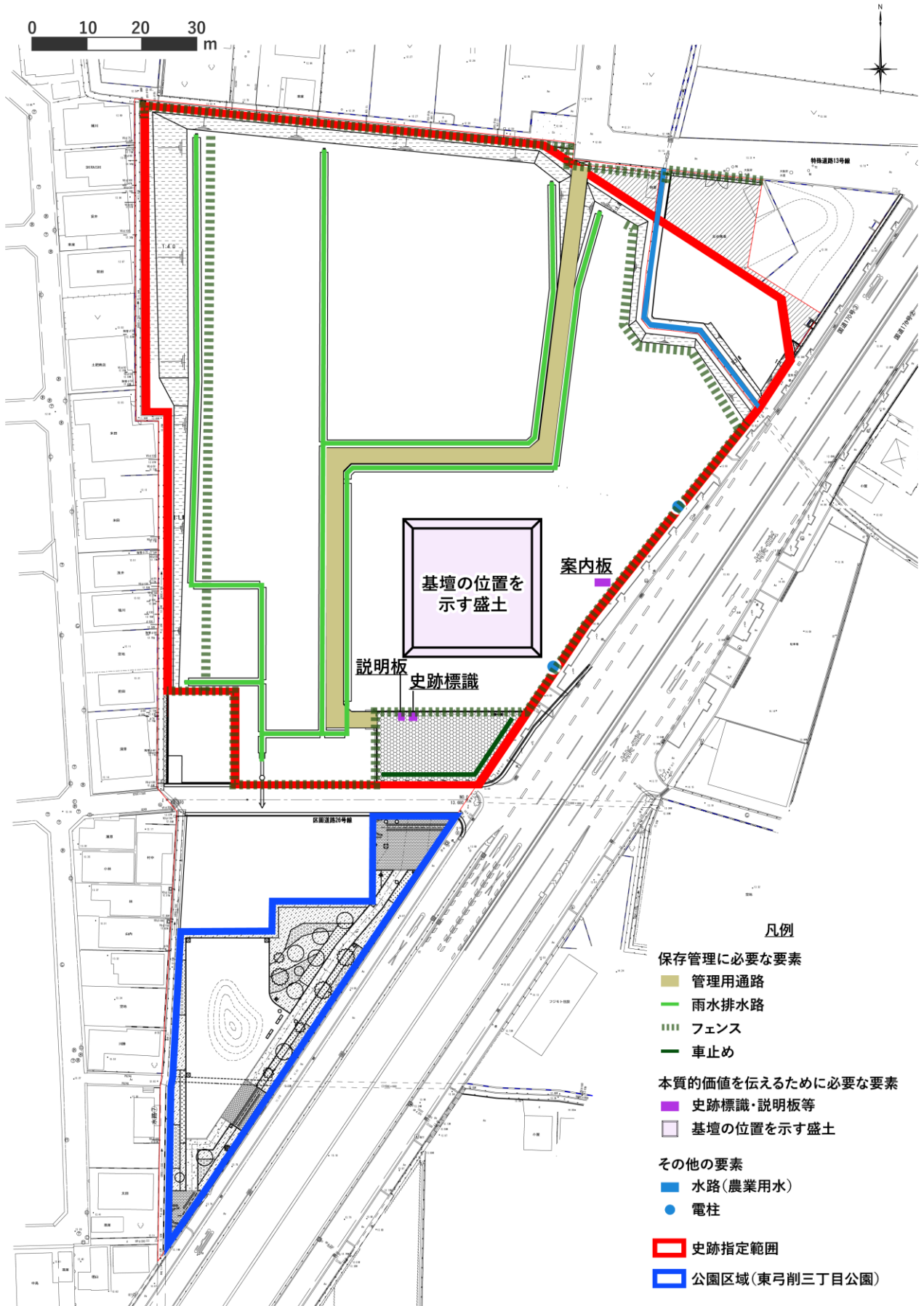


図3-17 史跡を構成する諸要素



管理用通路（中央東側付近）



管理用通路（北側出入口）



雨水排水路



侵入防止のフェンス



水路転落防止用のフェンス



基壇見学のフェンス



土地境界標



車止め

図 3-18 保存管理に必要な要素（現況）



史跡標識（遠景）



史跡標識（近景）



史跡説明板



史跡案内板



基壇の位置を示す盛土



基壇の位置を示す盛土

図 3-19 本質的価値を伝えるために必要な要素（現況）



水路（農業用水）



電柱

図 3-20 指定地内のその他の要素（現況）



入口（南側）



広場から入口（南側）を撮影



広場（北西方向に撮影）



園路西側植栽帯



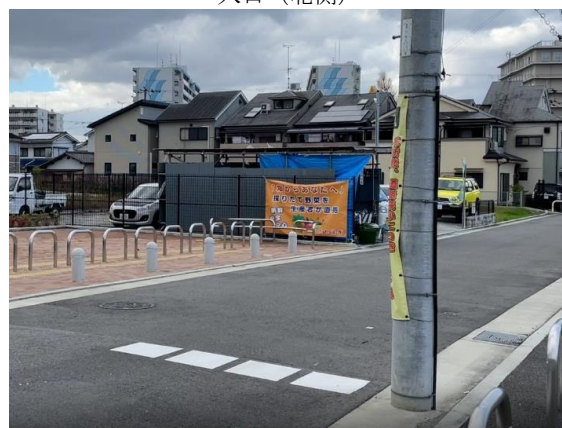
国道170号（外環状線）沿い園路



入口（北側）



入口（北側）から史跡を望む



史跡と公園の間の道路

図3-21 計画対象区域内公園（現況）

第4節 整備に関する史跡指定地の現状

(1) 指定地の現状

① 仮整備の経緯

史跡由義寺跡の史跡指定地は、浅いところでは地表面直下に遺構面があり、遺構の保存を図る必要があった。そのため、将来の保存活用計画・整備基本計画策定後の本格整備を行うまでの期間の保存と活用のため、仮整備を行うこととした。平成30(2018)年6月15日付け30受庁財第4号の268及び平成31(2019)年3月11日付け30受文庁第4号の781で現状変更の許可を受け、史跡を保存・活用するための仮整備を、八尾市曙川南土地区画整理組合により平成30(2018)年6月から令和元(2019)年7月にかけて実施した。

仮整備の内容は、遺構面を保護するため、現況地表面上に遺構保護盛土(厚さ1.5m前後)を行い、工事による掘削は盛土内に収め、管理に必要な通路や排水路、フェンス等を設置した。

② 諸要素の整備

仮整備で整備した要素は、前節の構成要素の分類に当てはまると、保存管理に必要な要素と本質的価値を伝えるために必要な要素に分けられる。仮整備で整備した諸要素の概要は下記のとおりである。(位置や写真は前節参照)

表3-4 仮整備で整備した要素

	仮整備で整備した要素	概要
保存管理に必要な要素	管理用道路	・史跡の日常管理(除草等)のため、管理用車両等が使用する仮設通路(道路幅員3.0m、透水性アスファルトコンクリートのカラー舗装)
	雨水排水路	・地下の遺構・遺物等を保護するために設置された雨水排水施設(浸透性側溝)
	フェンス	・史跡指定地の範囲とその外側との境界を示すもの ・史跡指定地への侵入防止のための高さ1.8mの境界用のフェンス、史跡指定地内を流れる水路への高さ1.2mの転落防止用のフェンス、塔基壇の南側に見学に配慮した透明のポリカーボネートを張った見学用のフェンスを設置
	土地境界標	・史跡指定地の範囲にある土地の境界を明示するために設置
	車止め	・現状の見学区域に車の侵入を防ぐための設備
本質的価値を伝えるために必要な要素	史跡標識	・史跡由義寺跡の名称と指定年月日、史跡の概要を明記した石製の標識
	史跡説明板	・史跡由義寺跡の概要を説明するための施設
	史跡案内板	・史跡由義寺跡の存在を隣接する大阪外環状線を通行する自動車等に認知してもらうための施設
	基壇の位置を示す盛土	・由義寺を象徴する塔基壇の位置を示すために、復元長一辺約20mの大きさと盛土成形により表示した暫定的な盛土整備

③遺構保護のための盛土整備

史跡指定地の地下の遺構・遺物は、遺構保護のための盛土整備によって約 1.4m 前後の保護層のある土中で保存されている。遺構保護のための盛土は真砂土を使用しており、雨水排水路の整備によって排水状況に問題は生じていない。

遺構保護のための盛土の横断断面の状況は図 3-22・図 3-23 のとおりである。



図 3-22 横断位置図

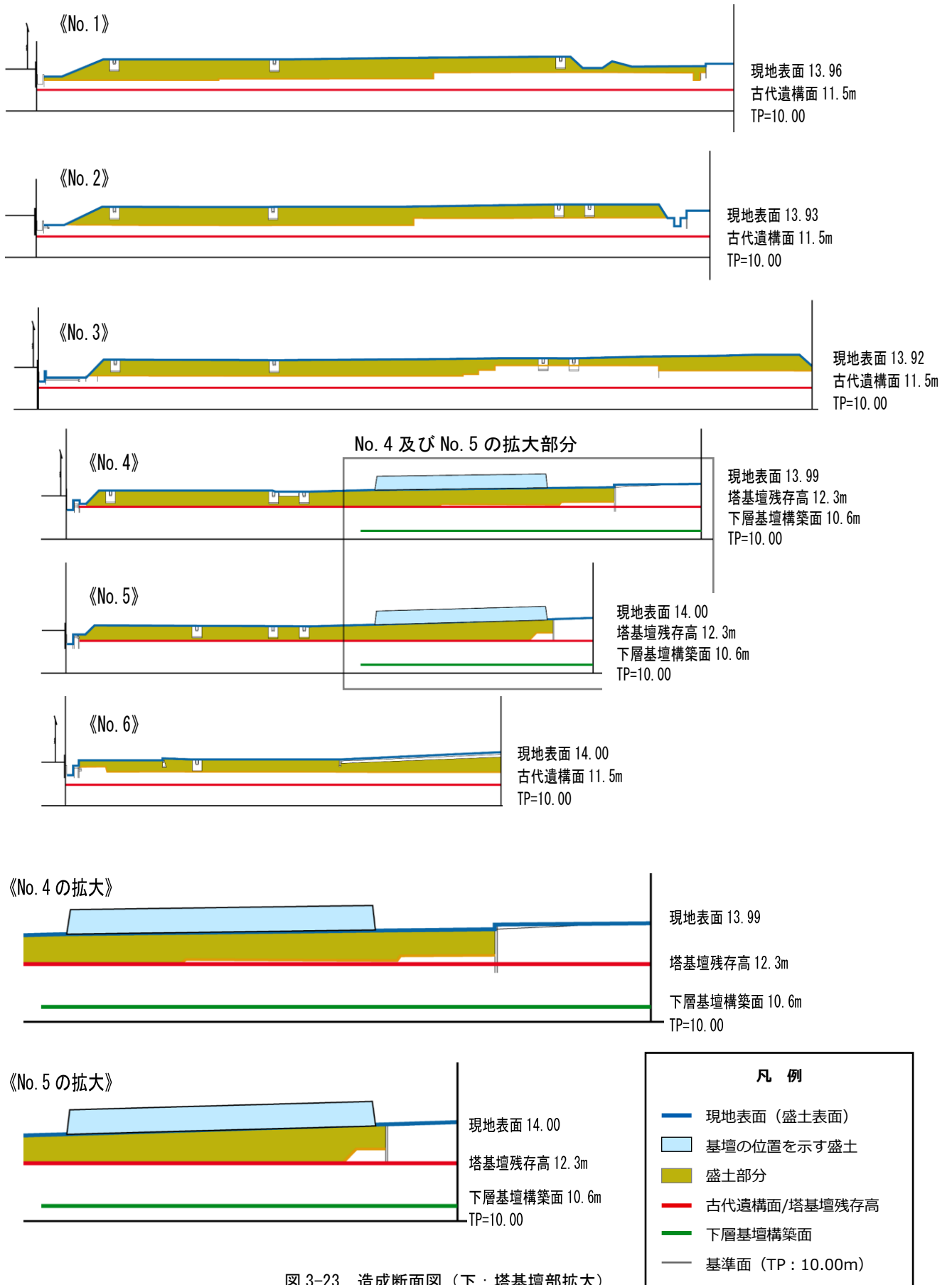


図 3-23 造成断面図 (下: 塔基壇部拡大)
(※垂直方向は2倍で表現している)

④仮整備等で整備したフェンスの概要

史跡指定地において、現在設置されているフェンスは、以下のように分類される。

なお、目隠しフェンスは近隣住民と協議のうえ、視線遮断のため整備されたものである。

表 3-5 設置されているフェンスの分類

分類	形状・素材	高さ	設置箇所
侵入防止のフェンス	メッシュフェンス	1.8m	主に史跡指定区域境界（北側・東側）
水路転落防止用のフェンス	メッシュフェンス	1.2m	史跡指定地内水路沿い
基壇見学用のフェンス	上部：ポリカーボネート（透明板） 下部：メッシュフェンス	1.8m	塔基壇南側
目隠しフェンス	パンチングパネル フラット仕様	1.8m	史跡指定地西側

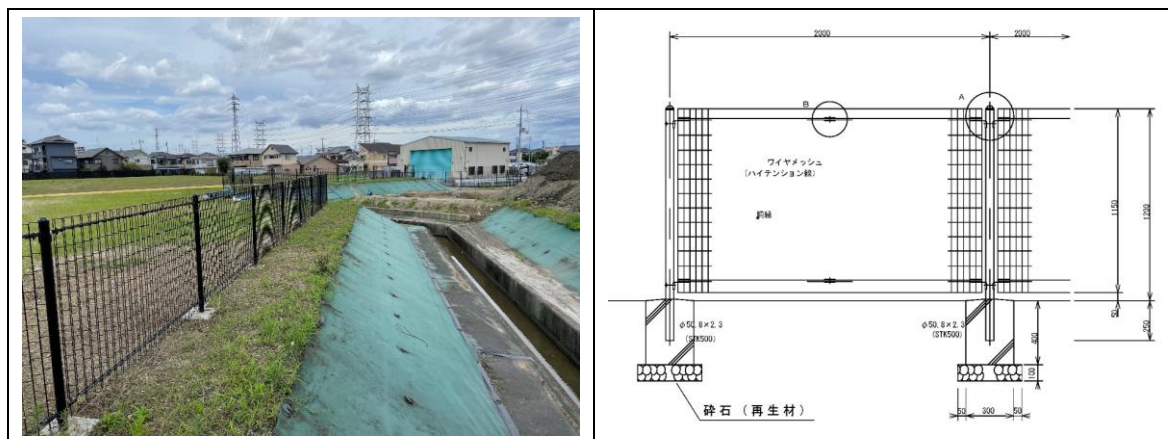


図 3-24 水路転落防止用のフェンス：現況写真・立面図

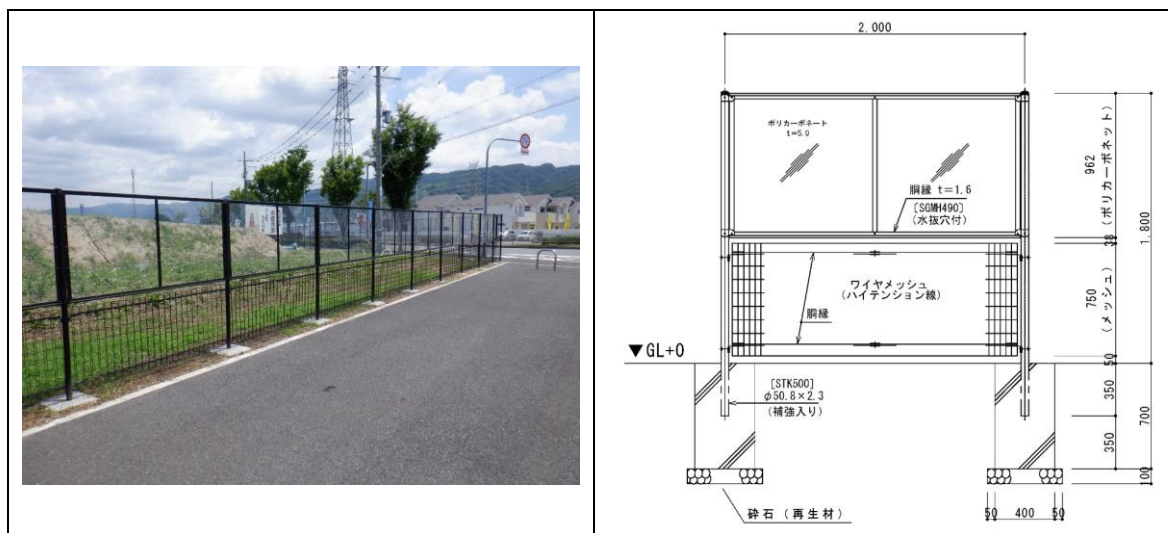


図 3-25 基壇見学用のフェンス：現況写真・立面図

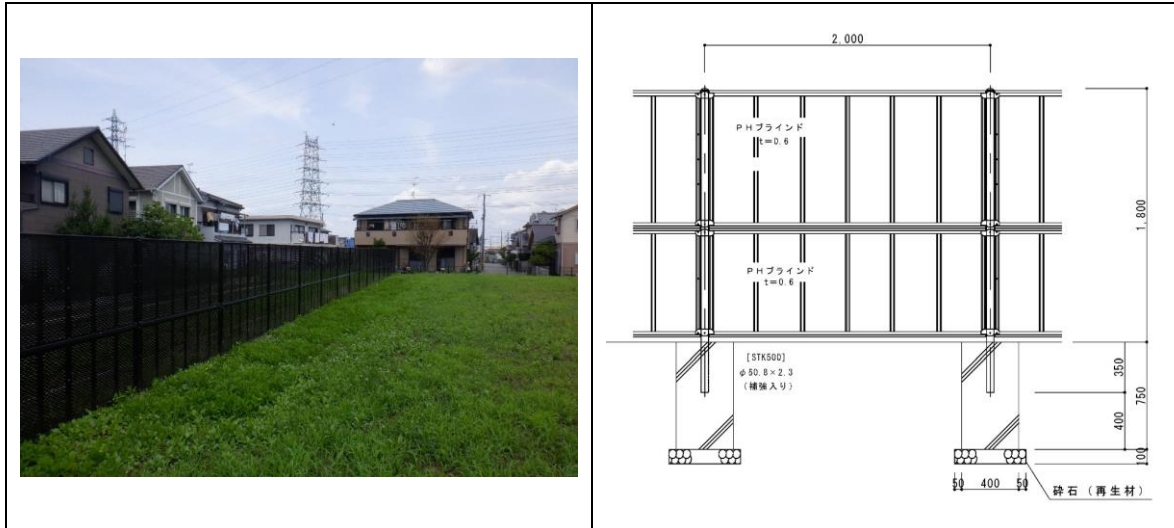


図 3-26 目隠しフェンス：現況写真・立面図

⑤仮整備後の史跡指定地内法面の現状

史跡指定地内には、西側境界、北側境界、水路沿いに法面があり、平成 31（2019）年に施工した防草シートが布設されている。

防草シートによって維持管理面（除草量の軽減）での一定の効果は出ているが、シートの経年劣化により一部雑草が生えているところがある。史跡西側境界の法面は、目隠しフェンスによって視認されにくいところだが、北側境界と水路沿いは見学者や周辺通行者からも見えやすいところにあるため、景観への影響も生じている。



図 3-27 史跡指定地内法面（左：西側境界、右：北側境界）（令和 4 年 6 月現在）

(2) 出土遺物の活用現状

史跡由義寺跡の本質的価値を構成する出土遺物（瓦・土器・金属製品等）については、現在、八尾市立埋蔵文化財調査センターで保管されている。出土遺物は、瓦が大部分を占めており、そのなかでも特に平瓦が多い。

また、軒丸瓦や軒平瓦で代表的なものは、八尾市立歴史民俗資料館の常設展「咲き誇る蓮華の花々」で展示されている。瓦類の展示とともに由義寺を紹介しているが、現地への誘導等は十分でない。



図 3-28 出土遺物の展示状況：八尾市立歴史民俗資料館

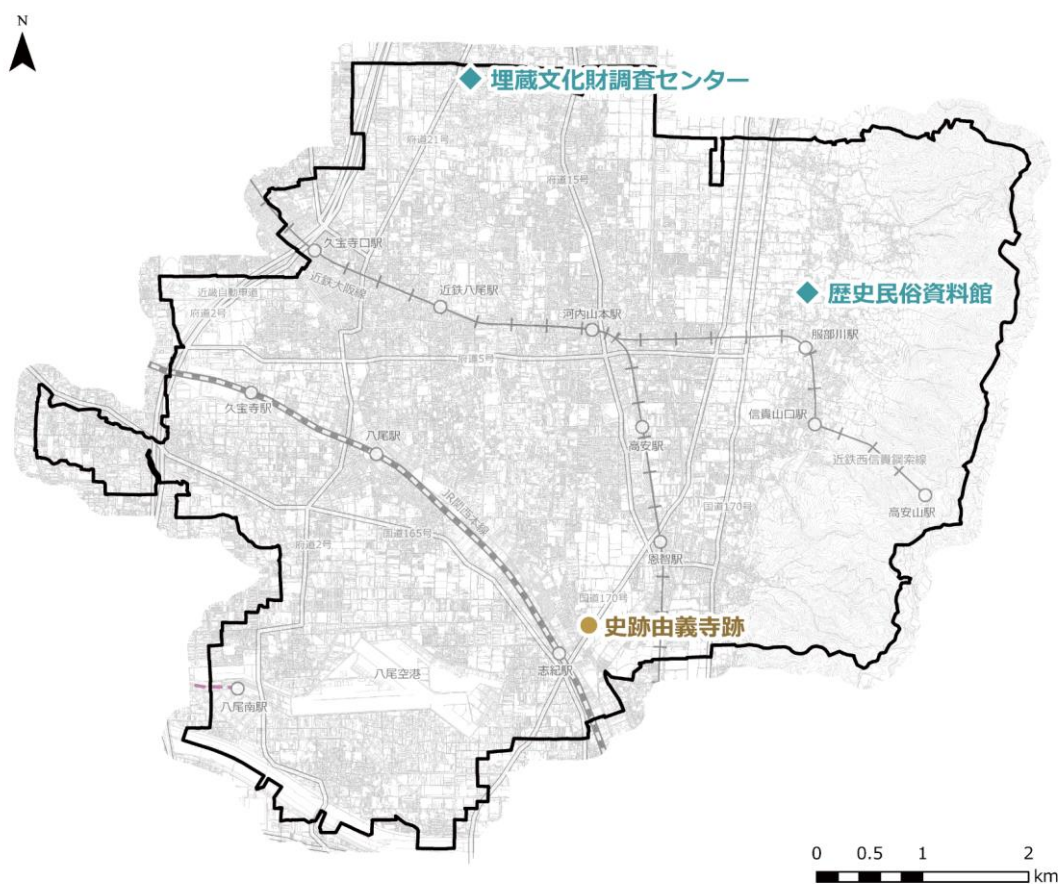


図 3-29 埋蔵文化財調査センター及び歴史民俗資料館の位置

(3) 由義寺跡に関する活用の現状

平成29(2017)年2月の由義寺の塔基壇の発見を契機として、市民の関心も高まり、由義寺に関する多様な活用が市内外で展開されるようになった。

史跡由義寺跡では、塔基壇跡周囲でのコスモスや菜の花の植栽や古代衣装体験プログラムなどを実施したが、史跡指定地南側の一部区域を除き一般供用していないため、現地での活用事例はほとんどない状況である。なお、新型コロナウイルス感染症拡大によって中止となったが、史跡指定範囲を開放してのイベント開催も企画していた。

表3-6 史跡由義寺跡に関する取り組み事例(一部)

取り組み	主体	時期
発掘調査現地説明会及び出土品速報展	文化財課、(公財)八尾市文化財調査研究会、歴史民俗資料館	2016年9月、 2017年2・8月
由義寺発見の速報展示と関連図書等の紹介	山本図書館/八尾図書館/龍華図書館	2017年2～3月 2017年10～11月 /2017年3月・ 2018年4～9月 /2017年12月
読書週間講演会「由義寺と仏の都～塔跡の発見からみえてくる古代国家～」/「道鏡の権威・権力と由義宮の造営」	山本図書館/志紀図書館	2017年11月
文化講演会「まぼろしの由義寺の塔 発見」	八尾市郷土文化推進協議会	2017年11月
七重塔・歌垣の復元イメージ画の制作 (作画:早川和子氏・協力:箱崎和久氏)	文化財課	2017年12月
資料館歴史講座「奈良時代を学ぼう!なぜ由義寺が建てられたのか」	歴史民俗資料館	2018～2019年
由義寺の七重塔の立体映像及び由義寺跡の発掘風景等の映像作成	八尾ライオンズクラブ	2018年3月
影絵物語「称徳天皇と弓削道鏡物語」(映像)	八尾ライオンズクラブ	2018年3月
普及冊子「由義寺の塔の物語」の刊行	文化財課	2018年6月
国史跡由義寺跡指定記念シンポジウム/シンポジウム記録集の刊行	文化財課	2018年10月 /2019年10月
道鏡ウィーク in 八尾(トーク、グルメ、まち歩き、縁日、クイズ、スタンプラリー、作文教室、落語、講談、歌「みんなの道鏡さん」など)	政策推進課 (各企画内容は市民等)	2019年3月
講演会「古代の弓削地域と由義寺・由義宮」/「称徳天皇と仏都造営」	曙川出張所	2019年3月 /2020年1月
展示会「史跡由義寺跡出土瓦の展示」	文化財課	2019年3・4・9 2020年1月
道鏡落語	八尾菊花ライオンズクラブ	2019年6月
国史跡指定記念特別展「由義寺発見!」	歴史民俗資料館	2019年10～11月
道鏡像の彫像	市民団体「道鏡を知る会」	2020年11月
古代衣装体験プログラム(Living History 促進事業「日本博」)	文化財課	2021年3月



図 3-30 古代衣装体験プログラム



図 3-31 「DOKYO2020～ゆげで逢えたら～」イベントチラシ

(4) 史跡由義寺跡の運営体制の現状

由義寺の発見を契機として、様々な団体により由義寺及び関連する称徳天皇や道鏡に関する講演会や史跡ハイキングなどが行われ、活発な活用の取り組みが行われるようになった。市民や地域等の称徳天皇や道鏡への関心の高さが顕在化した。また、市民会議等での活発な議論にみるように、由義寺をめぐるストーリーは活用方法において自由な発想を得やすいことがわかる。

維持管理については、史跡指定区域は観光・文化財課が管理しており、広域な敷地のため定期的な維持管理が必要な状況にある。南側の都市公園区域は、八尾市土木管理事務所が周辺公園との一体的に管理しているため、植栽及び雑草の繁茂などが課題となっている。

しかし、整備後の史跡由義寺跡の具体的な維持管理・運営の体制は定まっていない。

この市民や地域等の関心の高さを集約するため、今後、史跡指定地を拠点として、市民や地域等が自発的に史跡由義寺跡を保存・活用できる体制が必要である。

また、本市が組織している八尾市史跡保全活用ボランティアについても、活動の場の1つとして史跡由義寺跡を位置づけ、さらなる組織の運用が求められる。

(5) 市民・地域住民の意向

史跡由義寺跡の整備・活用にあたって、地域住民から下記の要望・意見等があった。

①歴史資産のまち‘やお’推進市民会議（平成29（2017）年）

史跡由義寺跡の活用にあたってどういう場になればよいか、歴史資産のまち‘やお’推進市民会議でワークショップ形式による意見交換を行った。推進市民会議は、今後、歴史資産の活用が期待される町会などで地域活動をしている方、小学校の校長先生や事業者の方、文化財に関係するボランティアの方と公募市民、市役所の公募職員の12名で構成した。

市民会議では、人が集う場にしたいなどの意見があげられ、憩いの場の整備や河内音頭の実施などのアイデアが出された。

表3-7 「史跡由義寺跡をどんな場所にしたいか」意見内容

班	テーマ	具体的なイメージ
A	ファミリーで楽しめる史跡	<ul style="list-style-type: none"> ・「道鏡の里」（同郷の里）として打ち出す。 ・道鏡さんに親しみをもてるイベント、名産物を展開する。 ・お年寄り、親子など、ファミリーが楽しめる。 ・当時の生活が楽しめる史跡。
B	地域から外から人が集まる場所	<ul style="list-style-type: none"> ・散歩に行きたいと思える場所。 ・都があったということは賑わいのある場所だった。 ・ランニングしている人がふらっと立ち寄れる。 ・大きいので八尾市だけではもったいない。八尾市外の人も由義寺と分かるとよい。 ・近所の人でも喜ぶ公園がよい。防災公園を兼ねるとよい。 ・イベント時以外は普通の公園。
C	誰もが参加できる交流ができる場所（八尾を紹介できる拠点）	<ul style="list-style-type: none"> ・人と人があつて話をする場、好きな人が継続的に来られる場にしたい。 ・屋根もあつて交流できるスペースがある場所。

《推進市民会議で出されたアイデア》



憩いの場：休憩ベンチ・花壇



教育・活動資源として活用：遠足・イベントなど



関連商品開発：お土産品（開発）、食イベント（道鏡にまつわる）、ゲーム、イベントとの連携、市内産業工業製品等（由義寺・道鏡関連商品）制作・販売

出典：歴史資産のまち‘やお’推進市民会議報告書（平成29（2017）年）

②地域住民意向ヒアリング（令和3（2021）年）

本計画策定にあたって実施した地元自治振興委員会へのヒアリングでは、史跡由義寺跡をコミュニティ活動の場として使いたい、楽しい場にしたいなどの要望意見があげられた。

表3-8 「史跡由義寺跡をどのように整備・活用したいか」曙川東小学校区の市民の声

整備全体	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の価値を示す整備、出土品を展示する資料館を整備してほしい。 ・由義寺に何があったか見てわかるものがないと、理解しづらい。 ・ガイダンス施設を整備するだけでなく施設で催しをし、地域もイベントをするなど、史跡・地域・運営の3つの組み合わせが必要である。
広場	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災イベントなど地域コミュニティの集まりで利用したい。 ・新たに入ってきた子どもがいる世帯や市内外から人が来るイベントを定期的に開催したり、隣接のショッピングセンターの帰りに立ちよる場所になるとよい。 ・ダンス教室や学校のダンス部等の発表の場として活用することで、父兄等が見に来ることでのぎわいの場となるとよい。 ・芝生広場の維持管理の手間とコストをふまえる必要がある。 ・球技の練習等ができる広場のニーズは市内でも高く、にぎわいにつながることから、球技が可能かを検討してほしい。
管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ・できることならフルオープン（24時間開放）にしてほしいが、地域で管理を行うとなるとシステムをしっかり作らないといけない。 ・場所を借りてダンス発表会を行うといった利用を促すのであれば、借用手続き等の場所が必要になる。
動線	<ul style="list-style-type: none"> ・市内外から集客してイベント等を開催する場合、駐車場が必要になるが、隣接のショッピングセンターとの連携なども必要になる。 ・駅からの動線に史跡までの距離や方向を示すタイル等の設置を検討してほしい。

③地域住民意向アンケート（令和3（2021）年）

周辺施設や自治会等に配布した意見募集アンケートでは、史跡由義寺跡に整備が検討されるにあたって指定地内でやってみたいことについて、意見収集した。

表3-9 「指定地内でやってみたいこと」意見収集の結果まとめ

	広場でやってみたいこと※1	そのためにあるとよいもの
日常利用	子供の遊び	木陰・ベンチ・自然を感じるもの
	ピクニック	芝生広場・四季の花
	散歩	遊歩道・木
	花畑（近隣学校の児童生徒が植える）	自動散水栓
	スポーツ（球技）※2	防球ネット※2
非日常利用	祭り、屋台祭り	広いスペース
	巨大迷路、おばけやしき、宝探しゲーム	同上
	フリーマーケット	同上
	市内店舗フードフェス、八尾産フェス	同上
	奈良時代を体感できるイベント	古代衣装の貸し出し

※1：意見にみられた遊具・スポーツ占有施設は、史跡指定地内での整備が難しいため除いている。

※2：球技に関しては、どの程度の使用が可能かルール設定が必要。子ども個人の練習などをどこまで許容するか。必要に応じた高さのネットを検討。

※3：上記の他、駐車場が必要という意見あり。

第5節 史跡等の公開活用に関する諸条件の整理

「保存活用計画」において整理した史跡由義寺跡の保存・活用に関する現状と課題をふまえ、史跡等の公開活用に関する諸条件（課題における下線部分）を確認する。

(1) 保存管理の現状と課題

現状	課題
①遺構は仮整備による盛土により保護されている。史跡指定地は公有化しており、八尾市が適切に保存管理をしている。	<u>①適切な遺構の保存管理</u> ・適切な遺構の保存管理と現状変更の継続的な対応
②出土遺物は、八尾市立埋蔵文化財調査センターで保管、一部が八尾市立歴史民俗資料館等で展示されている。瓦等の展示とともに史跡由義寺跡を紹介しているが、現地との関連は十分ではない。	<u>②適切な出土遺物の収蔵管理</u> ・一括した管理をするための収蔵施設が必要 ・瓦等が系統的に展示公開されておらず、史跡指定地に近接した場所での展示・収蔵が必要
③史跡由義寺跡は由義寺の範囲の一部であるが、由義寺の寺域や由義寺関連遺跡群の全体像は明らかになっていない。	<u>③由義寺の寺域及び由義寺関連遺跡群の全体像を解明する調査研究</u> ・史跡指定地内における遺跡内容確認調査の実施 ・史跡指定地外における範囲確認調査の実施 ・文献等による調査研究の実施 ・追加指定等の対応方針の検討

(2) 活用の現状と課題

現状	課題
①史跡由義寺跡の発見を契機として、本質的価値を活用した様々な取り組みを市内外で実施してきた。(シンポジウム、講演会、展示会など)	<u>①史跡由義寺跡の本質的価値を伝える活用の継続</u> ・現地及びその他施設を活用した本質的価値の普及啓発の推進 ・「学校教育」、「社会教育」、「地域」など対象ごとの本質的価値を伝える活用の推進 ・小中学校の現地見学が行われていないなど、学校教育との連携が必要 ・調査研究の成果の継続的な普及啓発の実施
②「道鏡」や「称徳天皇」を素材とした広がりのある取り組みを市内外で行ってきた。(まち歩き、道鏡ウィークなど)	<u>②歴史資産としての活用の推進</u> ・「歴史資産のまち‘やお’推進の基本的な考え方」に基づいた活用の推進 ・「道鏡」や「称徳天皇」を素材として、由義寺への親しみ、理解を醸成するため、活用の取り組みを継続的に実施・歴史資産のネットワークを構築する拠点としてゲートウェイ機能を持たせた活用の推進
③地域の魅力を創出する空間として史跡指定地の活用が求められている。(子どもの遊び場やピクニック、イベントなど)	<u>③地域の魅力を創出する空間としての活用の検討</u> ・「学校教育」、「社会教育」、「地域」の利用主体ごとの活用方法の検討 ・地域での活発な利用を視野に入れた魅力ある空間としてのあり方

(3) 整備の現状と課題

現状	課題
<p>①保存のための整備 盛土造成工事によって地下の遺構・遺物を保存するための整備は完了している。</p>	<p>地下の遺構・遺物の適切な保存管理</p>
<p>②活用のための整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下の遺構・遺物を保存するための整備は完了しているが、本質的価値は顕在化していない。 ・仮整備として、史跡標識や塔基壇発見地の説明板設置等を行い、史跡整備までの来訪者、地域への周知に努めている。史跡整備完了までは暫定的な公開を継続的に行う。 ・将来の史跡整備に向けた具体的な内容を検討する必要がある。 ・未供用のため、史跡を見学するにあたっての安全の確保や設備等は整備されていない。 ・史跡由義寺跡等を理解するためのサイン整備は十分ではない。近隣には展示等を行える施設がなく、出土瓦を展示している施設とも立地的に連携がとりにくい。 ・最寄り駅からのアクセスの分かりにくさや公的な駐車場・駐輪場が近隣にないことなど、アクセスの問題がある。 	<p>①本質的価値を伝える整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査や既往の調査研究の成果、学識経験者や文化庁等の意見をもとに、本質的価値を顕在化させる塔基壇の復元などの整備 ・塔基壇と伽藍の広がりを感じさせるための視点場の設定 ・史跡を解説する説明板等のサインの改修や新規整備 ・出土瓦等を展示し、本質的価値を伝えるガイダンス施設の整備
	<p>②歴史資産の活用拠点としての整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史資産のネットワーク拠点となる整備 ・史跡の管理や利用者の安全確保等に必要となる管理施設の整備 ・史跡アクセス用の駐車場・駐輪場の整備 ・学校等の団体が快適に史跡見学できる便益施設等の整備 ・最寄り駅から史跡由義寺跡へアクセスするためのサイン等の整備
	<p>③地域の魅力ある空間の創出のための整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の憩いの場となる整備方法の検討 ・憩いの場となる木陰等を形成する植栽

(4) 運営・体制の現状と課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・学校連携等による史跡由義寺跡の教育面での活用は十分に進んでいない。 ・整備後の史跡由義寺跡を保存活用する運営方法及び体制が定まっていない。 	<p>史跡由義寺跡における保存活用の体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存管理、整備の主体者である八尾市と、活用の主体者となる教育関係者（学校教育）や市民・地域等が連携した活用体制の構築 ・史跡指定区域及び南側の都市公園区域における、定期的な除草等の維持管理